記入例

令和8年9月改訂

一般財団法人 全国中小企業共済財団 御中

下記の通り被共済者が退職（死亡）いたしましたので、通知いたします。特定退職金共済規約で定めるところにより、下記受取人（被共済者または遺族）に給付金をお支払いください。

全共済　特定退職金共済
退職等通知書 兼 給付金請求書

6枚複写です。5枚目を事業所用、6枚目を被共済者用とし、上4枚をご提出ください。印鑑はそれぞれ押印し、ご提出ください。
1枚目 … 全共済用①　4枚目 … 連合会用
2枚目 … 保険会社用　5枚目 … 事業所用
3枚目 … 全共済用②　6枚目 … 受取人用

全共済使用欄　年 月 日 01　NKS

事業主様ご記入部分

退職等通知書（共済契約者がご記入ください。）

事業所住所 〒1020093　TEL 03（3264）1511
東京都千代田区平河町1－4－12

事業所名　株式会社●●●●

代表者名　代表取締役●●　●●　印

共済	団体	県	支部	事業所	被共済者番号	制度加入日
21	08	X014	100	0001	0105	(3)(4)(5) 昭和 平成 令和 1年4月1日

未経過掛金が発生する場合には、下記の口座に返金ください。

金融機関名 ※すべてカナでご記入ください。　ミズホ 銀行・信金・信組・労金・農協　コウジマチ 支店
預金種目　普通 その他（　）　口座番号 1233331
口座名義人 フリガナ　カ）●●●●
株式会社●●●●

事業所印を押印ください（3枚目以降も必要です）

記　右の者に所定の給付金をお支払いください。

被共済者氏名 姓	名		年号	年	月	日	退職（死亡）日		年号	年	月	日	口数	備考
(カナ) イゾク	イチロウ	(3) 昭和	32	3	5		(001) 退職		(5) 令和	8	7	15	20 口	
(漢字) 遺族	一郎	(4) 平成					(002) 死亡							

加入者様ご記入部分

給付金請求書（被共済者または遺族がご記入ください。）

受取人（遺族）氏名（口座名義人） 姓	名	受取人印	被共済者との続柄	退職金の支給はこの制度のほかにありますか。該当する番号を○で囲んでください。
(カナ) イゾク	ハナコ	印	妻	(1) ない
(漢字) 遺族	花子			

私（受取人）は、本帳票ならびに添付書類に記載された個人情報の取扱いについて給付金請求時に受領した『個人情報の取扱いについて』の記載内容に同意のうえ、退職（遺族）給付金の請求をいたしますので、下記にご送金ください。なお、口座振込みの完了をもって受領したものと認めて、受領証は提出いたしません。
令和 8 年 9 月 15 日

個人印を押印ください（2枚目以降も必要です）

受取人住所 〒1600004　TEL 03（5000）6000
東京都新宿区四谷1－2－3

金融機関名 ※すべてカナでご記入ください。　ミツビシユーエフジエイ 銀行・信金・信組・労金・農協　ヨツヤ 支店
預金種目　普通 当座 その他（　）　口座番号 0003451
口座名義人 フリガナ　イゾク ハナコ
遺族　花子

退職所得申告書（被共済者がご記入ください。）

税務署長殿 市町村長殿	提出日	令和 年 月 日	令和 年分 退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書			
被共済者 氏名			退職手当の支払いを受けることとなった年月日	令和 年 月 日	退職の区分等	一般・障害
現住所	〒 -					
その年1月1日現在の住所	〒 -		この申告書の提出先から受ける退職手当についての勤続期間（当制度加入期間）	(加入年月日) 昭和 平成 令和 年 月1日～令和 年 月 日		
退職手当等の支払者	〒102-0093 千代田区 一般財団					
法人番号	6					

必要添付書類

除籍謄本、死亡診断書、受取人の印鑑証明書、
遺族一時金が100万円を超える場合は受取人のマイナンバー記載の住民票も添付してください（すべてコピー可）

[共済契約者へのお願い等]
①左欄「退職等通知書」に必要事項を記入し、「給付金請求書」（左欄中段下段）を被共済者本人または遺族に記入いただき、窓口団体、取りまとめ団体を通じ当財団に提出してください。
②本制度の他にも退職金が支払われる場合には本制度からの支払いを退職所得の第1順位として取扱ってください。
③受取人（遺族除く）の身元確認は雇用時に完了済として取扱いします。

全共済用①

[受取人へのお願い]
①退職一時金の請求には住民票（マイナンバー入り）が必要となります。
②被共済者の死亡による請求の場合、労基法施行規則で定める遺族補償の順位にもとづく遺族が受取人となります。この場合には死亡された被共済者の除籍謄本、死亡診断書、受取人の印鑑証明書の提出が必要となります。なお、遺族一時金が100万円を超える場合、受取人の住民票（マイナンバー入り）も必要となります。

[退職所得申告書の記入について]
①左欄の退職所得申告書に必要事項を必ず記入してください。
記入されない場合、退職所得とみなされず支払いを受ける額の20.42%が源泉徴収されます。
②受取人が同一年度内または過去4年以内に他から退職金の支給を受けている場合（③を除く）、その源泉徴収票の写しをご提出ください。
③確定拠出年金法にもとづく一時金の支払いを受けている方、令和8年1月1日以後に支払いを受けている場合は過去9年以内、令和8年1月1日以前は過去4年…を受けている場合、当用紙に記入がで…「退職所得の受給に関する申告書」（税…）をご提出ください。
…による請求の際はご記入不要です。